

社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定

日本国及びオーストラリアは、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、
次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 定義

1 この協定の適用上、

(a) 「領域」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の領域

オーストラリアについては、オーストラリア連邦の領域。ただし、次の(i)及び(ii)に該当する海外地域
以外の海外地域を除く。

(i) オーストラリアの法令において定義される「オーストラリア」に含まれているもの

(ii) ココス（キーリング）諸島地域、クリスマス島地域、ノーフォーク島地域、アシュモア及びカーティア諸島地域、ハード島及びマクドナルド諸島地域並びにさんご海諸島地域

(b) 「国民」とは、日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民をいい、オーストラリアについては、オーストラリアの市民権に関する法制にいう市民をいう。

(c) 「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条2に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法律及び規則

オーストラリアについては、同条1(a)に掲げる法律。ただし、第六条から第十三条までの規定の適用

（これらの条の規定の適用に係るこの協定の他の条の規定の適用を含む。）に関しては、次条1(b)に掲げる法制をいうものとし、オーストラリアと第三国との間で締結された社会保障に関する協定その他の国際約束は、含まない。

(d) 「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条2に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関

オーストラリアについては、同条1(a)に掲げる法律の適用に関しては、これらの法律に責任を有する

連邦の省の次官、及び同条1(b)に掲げる法制の適用に関しては、税務長官又は権限を与えられたその代理者

(e) 「実施機関」とは、日本国については、次条2に掲げる日本国の年金制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）をいい、オーストラリアについては、オーストラリアの適用すべき法令を実施する任務を有する機関をいう。

(f) 「日本国の法令による保険期間」とは、日本国の法令による保険料納付期間及び当該法令において給付を受ける権利の確立に際して考慮されるその他の期間をいう。ただし、他の社会保障に関する協定であつてこの協定と同種のものにより日本国の法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は、含まない。

(g) 「オーストラリアにおける就労居住期間」とは、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、オーストラリアの法令においてそのように定義される期間のうち、ある者が被用者又は自営業者であつた期間をいう。ただし、日本国の法令による保険期間であつて、第十五条の規定に従つてオーストラリアにおける居住期間とみなされるものは、含まない。

- (h) 「給付」とは、日本国については、日本国の法令による年金その他の現金給付をいい、オーストラリアについては、次条1(a)に掲げる法律による年金その他の給付（当該法律の規定に基づいて資格を有する者に対して支払われる追加給付、増加給付又は補足給付を含む。）をいう。
- 2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、各々の締約国の法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条 この協定の適用範囲

- 1 この協定は、オーストラリアについては、この協定の効力発生の日において有効な次の法律及び法制並びにその後これらの法律及び法制を改正し、統合し、補足し、又は代替する法律及び法制について適用する。

- (a) 社会保障法制（老齢年金について規定し、適用し又は影響を及ぼすものに限る。）を構成する法律
- (b) 退職年金保障に関する法制であつて、千九百九十二年の退職年金保障（運営）法、千九百九十二年の退職年金保障賦課徴収法及び退職年金保障（運営）規則に含まれているもの

ただし、この協定の適用上、第六条から第十三条まで、第十八条、第十九条及び第二十九条3の規定

は、(a)に掲げる法律には適用しないものとし、第四条、第五条、第十四条から第二十一条まで、第二十九条(3を除く。)及び第三十一条2の規定は、(b)に掲げる法制には適用しない。

2 この協定は、日本国については、次の日本国の年金制度について適用する。

- (a) 国民年金（国民年金基金を除く。）
- (b) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）
- (c) 国家公務員共済年金
- (d) 地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）
- (e) 私立学校教職員共済年金

（b）から（e）までに掲げる日本国の年金制度を以下「日本国の被用者年金制度」という。）

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

第三条 この協定の適用を受ける者

この協定は、オーストラリアの居住者であるか若しくは居住者であつた者、被用者であつてその雇用者が

当該被用者について前条1(b)に掲げる法制の適用を受けているか若しくは受けたことがあるもの、又は日本の法令の適用を受けているか若しくは受けたことがある者、及び該当する場合には、これらの者に由来する権利を有するその他の者に適用する。

第四条 待遇の平等

前条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に通常居住するものは、給付を受ける権利の取得及び給付の支払に関する当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第五条 海外の受給者への給付の支払

1 一方の締約国の領域外に通常居住すること又はその領域内にいないことを専ら理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者には適用しない。ただし、

(a) 日本国については、この規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であつた者に関

して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定の適用を妨げるものではなく、また、

(b) オーストラリアについては、第一条1(h)にいう追加給付、増加給付又は補足給付は、オーストラリアの領域外においては、オーストラリアの法令の範囲内においてのみ支払われる。

2 一方の締約国の法令が第三国の領域内における給付の支払を規定し、又は認めている場合であつて、当該給付が第十四条から第十七条までの規定又は第十八条及び第十九条の規定に基づいて支払われるときは、当該給付は、当該第三国の領域内においても支払われる。

第二部 適用法令に関する規定

第六条 この部の規定の適用

この部の規定（第九条1を除く。）は、被用者の就労又は当該就労に対して支払われる報酬に関し、当該被用者又はその雇用者が、この部の規定がなかったならば両締約国の法令の適用を受けることとなる場合のみ適用する。

第七条 一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国の領域内において被用者として就労する者又はその雇用者については、その就労又は当該就労に対して支払われる報酬に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第八条 特別規定

1 一方の締約国の法令に基づく年金制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用に当該領域内において雇用されている被用者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域から他方の締約国の領域内において一時的に就労するために派遣される場合には、当該被用者及びその雇用者については、その雇用関係に関し、当該被用者が派遣された日から五年の期間が満了するまで、当該被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。その派遣の期間が五年を超えて継続される場合には、当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関の事前の同意を得て、引き続き当該他方の締約国の法令の適用を免除することができる。

2 オーストラリアについては、1の規定の適用上、オーストラリアの領域内の雇用者によりその領域から

日本国の領域に派遣される被用者の場合には、当該雇用者と当該雇用者の関連する事業体とは、同一のもののみならず。この場合において、ある事業体とある雇用者とが全部又は過半数の資本を同じくする組織の構成員であるときは、当該事業体は、当該雇用者の関連する事業体とみなす。

第九条 公務員、外交使節団の構成員及び領事機関の構成員

1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2 1の規定に従うことを条件として、オーストラリアの法令に基づく年金制度に加入している被用者であつてオーストラリア政府（オーストラリアの地方政府及び地方公共団体を含む。）に雇用されているものが、オーストラリア政府によりオーストラリアの領域から日本国の領域内において就労するために派遣される場合には、当該被用者及びその雇用者については、その雇用関係に関し、オーストラリアの法令のみを適用する。

3 1の規定に従うことを条件として、日本国の公務員又は日本国の法令において公務員として取り扱われる者がオーストラリアの領域内において就労するために派遣される場合には、日本国の法令のみを適用す

る。

第十条 第三国の領域から派遣される被用者

第八条1又は前条2及び3の規定は、雇用ににより一方の締約国の領域から第三国の領域に派遣されている被用者が、その後に当該雇用ににより当該第三国の領域から他方の締約国の領域に派遣される場合についても、適用する。

第十一条 第七条から前条までの規定の例外

日本国の権限のある当局又は実施機関及びオーストラリアの権限のある当局は、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、当該特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第七条から前条までの規定の例外を認めることができる。

第十二条 随伴する配偶者及び子

日本国の領域内において就労する者であつて第八条、第九条2又は前条の規定によりオーストラリアの法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子として日本国の法令に定める配偶者又は子については、

(a) 当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、日本国の法令は、適用しない。ただし、当該

配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(a)の規定は、適用しない。

- (b) 当該配偶者又は子が日本国民である場合には、日本国の法令の適用の免除は、日本国の法令に従って決定する。

第十三条 強制加入

第七条から第十条まで及び前条の規定は、日本国については、日本国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部 オーストラリアの給付に関する規定

第十四条 日本国又は第三国の領域内における居住又は所在

給付の申請の提出日においてオーストラリアの居住者であり、かつ、オーストラリアの領域内にいるとの要件を除いてはオーストラリアの法令又はこの協定の規定に基づいてオーストラリアの法令による給付を受ける要件を満たす者が、次の(a)及び(b)に該当し、かつ、いずれかの時にオーストラリアの居住者であった場合に限り、当該者は、当該給付の申請の提出に関し、その提出日においてオーストラリアの居住者であり、かつ、オーストラリアの領域内にいるものとみなす。

(a) オーストラリア、日本国又はオーストラリアとの間で社会保障に関する協定（給付の申請の提出、評価及び決定における協力に関する規定を含むものに限る。）を締結している第三国の居住者であること。

(b) オーストラリア、日本国又は(a)に規定する第三国の領域内にいること。

第十五条 オーストラリアの給付に係る通算

1 この協定の適用を受ける者がこの協定に基づく給付の申請を行う場合であつて、次の(a)、(b)及び(c)に規定する期間を有するときは、日本国の法令による保険期間は、日本国の実施機関により認められる場合に限り、かつ、オーストラリアの法令に定める給付を受ける要件を満たす最小限の期間に充当することのみを目的として、オーストラリアにおける居住期間とみなす。

(a) オーストラリアにおける居住期間であつて、オーストラリアの法令の規定に基づいて当該給付を受ける要件を満たすために必要な期間に達しないもの

(b) 4の規定に従つて定める最小限の期間と等しいか又はこれを超えるオーストラリアにおける就労居住

期間

(c) 日本国の法令による保険期間

2 1の規定の適用上、1に規定する者が、次の(a)及び(b)の条件を満たす場合には、日本国の法令による保険期間の合計は、一の連続するオーストラリアにおける居住期間とみなす。

(a) オーストラリアの法令により給付を受ける権利を取得するために必要な連続する最小限の期間に達しない一の連続する期間にオーストラリアの居住者であったこと。

(b) 二以上の別個の日本国の法令による保険期間であつて、それらの合計が(a)に規定する連続する最小限の期間に等しいか又はこれを超えるものを有していること。

3 この条の規定の適用上、オーストラリアにおける居住期間と日本国の法令による保険期間とが重複する場合には、オーストラリアの実施機関は、その重複する期間を単一のオーストラリアにおける居住期間として考慮する。

4 1の規定の適用上、

(a) オーストラリアの居住者でない者に対してオーストラリアの法令による給付が支払われる場合には、オーストラリアにおける就労居住期間として必要な最小限の期間は、少なくとも連続する六箇月を含む

十二箇月とする。

- (b) オーストラリアの居住者に対してオーストラリアの法令による給付が支払われる場合には、(a)に規定する最小限の期間は、定めない。

第十六条 オーストラリアの給付の額の計算

- 1 2及び3の規定に従うことを条件として、オーストラリアの領域外にいる者に対してオーストラリアの法令による給付が支払われる場合には、この協定に基づくものであるか否かを問わず、当該給付の額は、オーストラリアの法令に従って決定する。ただし、オーストラリアの法令による給付の額を計算するため当該者の所得の評価に当たっては、当該者に支給される日本国の法令による給付の一部分のみをその所得とみなす。当該所得とみなされる日本国の法令による給付の一部分は、オーストラリアにおける就労居住期間において当該者が有するすべての月数（ただし、三百を超えないものとする。）に当該日本国の法令による給付の額を乗じたものを三百で除することによって算出する。
- 2 1に規定する者は、当該者へのオーストラリアの法令による給付の額がオーストラリアの法令により比例配分される期間についてのみ、1に規定する所得の評価を受ける権利を有する。

- 3 1の規定は、オーストラリアに一時的に帰国した者について、引き続き二十六週の間、適用する。
- 4 5及び6の規定に従うことを条件として、オーストラリアの領域内にいる者に対してこの協定の規定にのみ基づいてオーストラリアの法令による給付が支払われる場合には、当該給付の額は、次のように決定する。
- (a) オーストラリアの法令に従い当該者の所得を計算する。ただし、その計算においては、日本国の法令による給付であつて当該者又はその配偶者が受ける権利を取得しているものがある場合には、当該給付は、考慮しない。
- (b) 日本国の法令による給付であつて当該者が受ける権利を取得しているものの額を、オーストラリアの法令による給付の最高額から控除する。
- (c) (a)の規定に従つて計算された額を当該者の所得として用いて、(b)の規定に従つて得られた控除後の給付の額について、オーストラリアの法令に定める給付の額に係る適切な計算方式を適用する。
- 5 4の規定は、オーストラリアを一時的に離れた者について、引き続き二十六週の間、適用する。
- 6 夫婦の一方又は双方が日本国の法令による給付を受ける権利を取得している場合には、この条の規定及

びオーストラリアの法令の規定の適用上、当該夫婦のそれぞれは、場合に応じ、その一方が受ける給付の額の半分又は双方が受ける給付の合計の額の半分を受けているものとみなす。

第十七条 オーストラリアにおける就労居住期間

前二条の規定の適用上、ある者についてのオーストラリアにおける就労居住期間とは、第一条1(g)の規定にかかわらず、オーストラリアの法令においてそのように定義される期間を意味する。

第四部 日本国の給付に関する規定

第十八条 日本国の老齢給付に係る通算

1 日本国の法令による老齢給付を受ける権利の取得のための要件を満たすのに十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の実施機関は、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、オーストラリアにおける就労居住期間を考慮する。ただし、この1の規定は、各共済年金の職域加算年金については、適用しない。

2 1の規定の適用に当たっては、オーストラリアにおける就労居住期間は、日本国の被用者年金制度に基づく日本国の法令による保険期間及びこれに対応する国民年金に基づく日本国の法令による保険期間とし

て考慮する。

第十九条 日本国の老齢給付の額の計算

1 前条1の規定の適用により日本国の法令による老齢給付を受ける権利が確立される場合には、2の規定に従うことを条件として、日本国の実施機関は、日本国の法令に従って当該老齢給付の額を計算する。

2 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の老齢給付であつて、日本国の被用者年金制度に基づく日本国の法令による保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しいか又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該老齢給付を受けるための要件が前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該老齢給付の額は、当該定められた期間に対する当該老齢給付が支給される日本国の被用者年金制度に基づく日本国の法令による保険期間の比率に基づいて計算する。

第五部 雑則

第二十条 申請、不服申立て及び申告

1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は

実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。

2 この条の規定が適用される場合には、給付の申請、不服申立てその他申告が提出された一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、これらを遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

3 オーストラリアの実施機関が行う決定については、1に規定する不服申立てに関する文書とは、オーストラリアの法令により設立された行政機関に対してなされる不服申立てに関する文書又はオーストラリアの法令の適用に当たって行政上なされる不服申立てに関する文書を意味する。

第二十一条 給付の支払

1 この協定に基づく給付の支払は、いずれの締約国の通貨によっても行うことができる。

2 この協定に基づき一方の締約国により支払われる給付は、受給者が他方の締約国の領域内にいるか又は両締約国の領域外にいるかを問わず、当該給付の手続及び支払のための行政上の手数料を控除されること

なく、当該一方の締約国によって支払われる。

3 いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

第二十二條 手数料及び認証

1 一方の締約国の法令及び日本国についてはその他の法律及び規則が、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定している場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十三條 相互援助及び情報の保護

1 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限及び行政上の慣行の範囲内において、この

協定の実施のために相互に援助する。この援助は、無償とする。

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

3 両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の適用のためにとつた措置及び自国の法令の変更（この協定の規定の適用に影響を及ぼすものに限る。）に関するすべての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

4 一方の締約国の法律及び規則により特に必要とされない限り、この協定に従って他方の締約国により当該一方の締約国に対して伝達される個人に関する情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。一方の締約国が受領するこれらの情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則によって規律される。

第二十四条 使用言語

1 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、この協定の実施に必要な場合には、相互に、及び関係者

(その居住地を問わない。) に対して、直接連絡することができる。この連絡は、両締約国のそれぞれの言語により行うことができる。

2 この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、他方の締約国の言語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十五条 行政上の取決め及び連絡機関

両締約国の権限のある当局は、

- (a) この協定の実施のために必要な行政上の取決めについて合意する。
- (b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。

第二十六条 意見の相違の解決

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

第二十七条 協定の検討

一方の締約国が他方の締約国に対し、外交上の経路を通じてこの協定の検討のための会合を書面により要請する場合には、両締約国は、その要請が行われた後できる限り速やかに当該会合を開催する。両締約国が

別段の取決めをしない限り、当該会合は、当該要請を受けた締約国の領域内において開催する。

第二十八条 見出し

この協定中の部及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第六部 経過規定及び最終規定

第二十九条 経過規定

- 1 この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。
- 2 この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の日本の法令による保険期間、オーストラリアにおける居住期間及びその他の法的に関連する事実についても、考慮する。
- 3 第八条1並びに第九条2及び3の規定は、この協定の効力発生の日前に派遣された被用者についても、適用する。第八条1の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1に規定する派遣の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

4 この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

第三十条 効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの法律上及び憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の翌月の初日に効力を生ずる。

第三十一条 有効期間及び終了

1 この協定は、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて書面による協定の終了の通告を行う月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2 この協定が1の規定に従って終了する場合には、終了の日前に給付の申請を提出し、かつ、当該給付を受ける権利の取得のための要件を満たす者がこの協定の下で取得した当該給付を受ける権利及び当該給付の支払に関する権利は、維持される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千七年二月二十七日にキャンベラで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

上田秀明

オーストラリアのために

マル・ブラフ